平成２６年（フ）第６７７７号
東京都豊島区南長崎１丁目19―10　フェニックス館202
破産者　川上　明彦
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７７９号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷３丁目４－８－304
破産者　上田　勇気
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９２号
東京都東村山市本町４丁目10　本町アパート17―603
破産者　比嘉　努
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８２３号
埼玉県川口市芝下２丁目20―20―207
破産者　松本　誠
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８４９号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町82―407
破産者　松村　常吉
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９０６号
千葉県八千代市ゆりのき台７丁目22―１　レオパレスコンフォートフレアⅢ303
破産者　嶋田　晃臣
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９２１号
東京都世田谷区若林２―22―８―203、住民票上の住所東京都世田谷区三宿１丁目17―12
破産者　藤森　仁
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９５１号
東京都福生市大字福生867―14―404
破産者　林　隆英
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９５３号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目８－７
破産者　根本　仁
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９５４号
神奈川県相模原市中央区中央６丁目１－１－201
破産者　藤川　誠吾
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９６３号
東京都品川区中延４丁目３－９―101
破産者　高浦　勝男
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９９７号
東京都町田市薬師台３丁目270―１―105
破産者　村松久美子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０３１号
東京都足立区保木間３丁目４番19号、住民票上の住所東京都新宿区上落合２丁目３－５－304
破産者　廣木　巽
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５６号
東京都狛江市東野川４丁目19―４
破産者　堀井　一穂
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０６５号
東京都墨田区立花４丁目28―４―201
破産者　宮内　宙
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０９６号
東京都葛飾区水元１丁目１―14
破産者　山崎　耕三
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１１１号
千葉県印西市高花１丁目６番地８棟305号
破産者　横尾　雅恵
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２１５号
千葉県船橋市豊富町654―50、住民票上の住所千葉県船橋市田喜野井６丁目23―２
破産者　渡邉　敏雄
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２１６号
東京都練馬区東大泉１丁目14―７―402
破産者　厚川　洋一
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２１７号
東京都練馬区東大泉１丁目14―７―402
破産者　厚川　由美
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９３号
札幌市中央区南５条西21丁目１―24ｎ．ｂｌａｎｃ１Ｆ103号
破産者　有限会社アイディー・グラフィックス
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２号
千葉県野田市七光台147番地　七光台マンション105
破産者　中村　稔
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部